

平成29年(厚)第5081号

平成29年11月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)の死亡の当時、同人と事実上の婚姻関係にあったと認められないとして、遺族厚生年金を支給とする処分がなされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であった亡Aが平成○年○月○日に死亡したことにより、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条に係る、遺族の範囲に該当しないため。(死亡した被保険者と事実上の婚姻関係にあったと認められないため。)」として遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請

求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合において、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持した者に遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第3条第2項、第58条第1項第4号(平成24年法律第62号による改正前のもの)及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、亡Aと請求人が平成○年○月○日に離婚し、亡Aの死亡当時において戸籍上の夫婦でなかったこと、並びに亡Aの死亡当時、亡Aが老齢厚生年金の受給権者であったこと及び請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、亡Aの死亡当時、同人によって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めることができないか

どうか、ということである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(略)

- 2 以上に基いて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、本件通知では、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上異なっている場合に、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のア又はイの生計同一要件を満たす必要があるとし、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、請求人が、亡A死亡当時、亡Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められないかどうか

かを検討する。

上記1で認定した事実によれば、亡Aと請求人は、遅くとも平成〇年〇月以降は別居しており、亡Aは、平成〇年〇月〇日に請求人と離婚し、平成〇年〇月〇日にBと婚姻し、平成〇年〇月〇日にBが死亡した後も、請求人と同居することはなかったのである。そして、請求人の死亡の前後を通じ、亡Aと請求人との間に定期的な訪問や電話・手紙等による連絡があったことを認めることはできない（訪問については、亡A死亡の3日前に請求人が入院先を訪れ亡Aを見舞ったことが認められるが、それ以外の訪問の事実はなく、電話・手紙等による定期的な連絡については、これがあったとする請求人の申立てを裏付ける客観的な資料がなく、これを認めることは困難である。）。また、亡Aは、離婚後亡Aが死亡するまで、毎月請求人に対し定額（15万円ないし11万円）を送金していたことがうかがわれるが、これは訴訟上の和解において定められた財産分与の履行にすぎず、これをもって「生活費、療養費等の経済的な援助」と認めることはできない。

なお、請求人から、生計維持関係に関する申立書（〇〇〇〇（平成〇）年〇月〇日付け）の追加資料が提出されているが、上記の判断を覆す内容とは認められない。

- (3) そうすると、請求人と亡Aの間に、上記(1)の要件を満たす事実関係が存在していたとは認められないのであるから、請求人を、亡Aの死亡当時、亡Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることはできないとするのが相当である。

- (4) したがって、原処分は妥当であって取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。